

「災害等非常時における相互協力に関する協定」の締結について

令和3年8月26日

佐野商工会議所では、令和3年8月26日（木）午後2時から佐野商工会議所において、佐野市あそ商工会との「災害等非常時における相互協力に関する協定」締結式が執り行われました。

この協定には、両商工団体長が出席し、台風や地震の自然災害や新型コロナウィルス感染症など災害等非常時において、商工会議所並びに商工会が相互に協力することにより、会員事業所への経営支援が途切れることなく、継続して行なわれることを目的として協定を締結したものです。

なお、佐野商工会議所では、今年度、栃木県内9商工会議所とも同様の協定を締結し、佐野市内の中小・小規模事業者に対する経営支援体制が途切れることなく、継続して支援できる体制づくりを強化しております。

今回の主な相互協力の内容

- ①被災商工団体の事業継続のための窓口等代替機能の提供
- ②復旧等に要する職員等の派遣
- ③災害等非常時における物資の提供
- ④その他被災商工団体からの要請に基づく事項

